

## 堺観光レンタサイクルの運営マニュアル

### (1) 基本的事項

- ①貸出用自転車には、観光案内所ごとに分類番号と自転車番号が自転車に記載している。
- ②利用料金は1日につき電動アシスト自転車は1,000円、普通自転車は500円（予約不可）。
- ③貸出備品不足、車体損傷がある場合、所定の弁償代を頂くことを事前にお客様に伝える。
- ④利用中の自転車破損、鍵の紛失及び違法駐車による撤去費用については、その実費を請求とする。
- ⑤走行中の自転車パンクについては受注者負担となるため、観光案内所で自転車を交換するか、もしくはお客様が修理した場合は領収書と引き換えに修理代相当額を返金する。
- ⑥やむを得ない事情を除いて、当日返却されなかった場合は当日－（延滞日数×料金）を徴収する。

#### <分類>

取扱場所	分類記号	台数	貸出時間
大仙公園観光案内所	A・E	34台 (子供用2台含む)	9:00～17:30
堺駅観光案内所	B・D・C	36台 (子供用2台含む)	9:00～17:30

### (2) 自転車の貸出手続き

レンタサイクル利用希望者に対し、「レンタサイクル申込用紙」(2枚複写)の書面内の太枠内にある各項目の必要事項に記入してもらい本人確認(免許証、学生証、保険証、パスポート、マイナンバーカード等)をするが、番号欄に番号は記入せず空欄にしておくこと。利用希望者が複数の場合は、代表者1名の本人確認及び申込用紙への記入で足りることとする。また、貸出の際には、次の事項を確認または実施すること。

- ①他所返却するかどうかを確認し、返却場所を確認する。
- ②返却先が他所の場合は返却先に貸出人の氏名、自転車番号、携帯番号を連絡する。
- ③スタッフ記入欄は、お客様に確認しながら追記する。
- ④再度記入漏れ(受付日時、取扱者サイン等)がないか確認する。
- ⑤お客様にレンタサイクルの返却はどこであっても当日の17:30迄(時間厳守)と必ず伝える。

⑥利用内容を確認のうえ、利用料金を提示するとともに、申込用紙の『控用』は観光案内所で保管し、『お客様用』をお客様に渡す。これは、返却の際に必要であることを必ず伝える。

⑦自転車に問題がないか確認をする。

### (3) 自転車の返却手続き

①お客様が自転車を返却する際は、申込用紙の欄外下部に返却時刻と受入取扱者名を記入し、貸出備品の有無、車体損傷がないかを確認する。他所返却の場合は、貸出場所の観光案内所へ返却があった旨を連絡する。

②貸出備品の紛失や車体に損傷がある場合は、お客様から所定の弁済金を受領する。

### (4) 自転車の移送手続きについて

自転車の他所返却が5台以上発生した場合は、元の場所に戻す為の移送を行う。

### (5) 自転車の管理

赤色TSマーク付帯保険（観光レンタサイクル5月頃、旧もずふるレンタサイクル5月頃、旧コミュニティサイクル3月頃）の加入及び2ヵ月に1回、全台点検を実施し、故障など不具合を発見した場合は、修理を実施し、その旨を日報に入力する。なお、貸出時に気付いた自転車の不具合については、随時修理を行うこと。

また、自転車の返却時に貸出備品の紛失や車体に損傷があった場合は、備品の購入等、適切な処置を行うこと。

### (6) 報告

貸出状況や利用者の属性、動向を把握するため、貸出日や貸出台数、貸出時間、利用者の居住地や利用目的等のデータを集約した報告書を作成し、報告すること。

### (7) 金銭管理及び精算

レジ金事前準備及び売上金の管理を行うこと。

### (8) その他

営業時間外の返却など堺観光レンタサイクル貸出中に発生したトラブルについては堺観光コンベンション協会へ状況報告を行いながら、受注者が責任をもって対応すること。

以上

### 堺観光レンタサイクルの連泊貸出しについて

- 1 連泊貸出しは、3泊4日を上限として可能とする。ただし、年末年始はまたがないこと。
- 2 電動自転車は充電の問題があるため、貸出しは不可とする。
- 3 連泊貸出しの申し込みがあった場合には、基本的にはスタッフ判断で貸し出しを行う。  
※疑義がある場合は、発注者まで連絡すること。
- 4 連泊時の貸出し料金は、通常料金×日数を貸出時に徴収する。早期返却の場合でも、料金の返金はない旨を説明すること。
- 5 返却時間は、通常の貸出しと同じく、返却日の9:00~17:30までとする。
- 6 申込用紙への記入は、別添を参照。
- 7 各案内所の日誌への記入は、  
例：3泊4日1台の貸出し申込であった場合には、各日とも1台の貸出しで記入。
- 8 予約については、原則不可だが、分類記号Cの自転車のみ可能とする。